

教育 入学までのながれ

48 就学時健康診断

担当 学校教育課

学校保健安全法に基づき、翌年の4月に小学校へ入学するお子さんを対象として、町が実施します。

対象 翌年の4月に小学校へ入学するお子さん

時期 10月

内容 内科・歯科検診、眼科・耳鼻科健診、視力検査聴覚検査、知的発達スクリーニング検査



49 入学通知

担当 学校教育課

町立小中学校へ入学されるお子さんの保護者へ、入学する年の1月に入学通知書を送付し、入学する学校や入学期日をお知らせします。その後、各学校ごとに入学説明会が開催されます。

50 就学に関する相談

担当 学校教育課

就学にあたり心配なことがある、学校の様子を聞いてみたいなど、ご相談をお受けします。

問い合わせ先 町教育委員会学校教育課 電話0254-92-2561（役場鹿瀬支所2階）

阿賀町の小・中学校

●津川小学校

阿賀町津川3234番地

TEL 0254-92-2042

●上川小学校

阿賀町両郷乙1552番地

TEL 0254-95-2353

●三川小学校

阿賀町白崎2500番地1

TEL 0254-99-2605

●阿賀津川中学校

阿賀町津川260番地

TEL 0254-92-2117

●三川中学校

阿賀町白崎2500番地1

TEL 0254-99-2079



★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。☆。。★。。

★子育て四訓★

- 1 乳児の時は、肌身離さず
- 2 幼児の時は、肌を離して手を離さず
- 3 少年の時は、手を離して目を離さず
- 4 青年の時は、目を離して心を離さず

「子育て四訓」をご存知ですか？

乳児期、幼児期、少年期、青年期のそれぞれの発達段階で、親(大人)がどの程度の距離感で接するのが理想的なのかが上手く表現されています。



子育てでは、子どもの成長に合わせて適切な距離をとりながら、子どもの自然な自立を促すことはとても重要なことです。心配だからといっていつまでも手を離せずにいると、子どもがいつまでたっても自分の力で歩くことができません。逆に、親への信頼感が育たないまま、手を離し、目を離し、心を離してしまえば、子どもはいつまでも自立できません。

子育てにな悩んだとき、「子育て四訓」を思い出してみてください。そして、今一度子どもとの距離を見直してみましょう。「親が子どもを信じること」と「親が自分を信じてくれること」で、子どもたちは、自分で考えて進む方向を決めて、自分の力で進み、転んでもまた起き上がって走り出すことができるはずですよ。

学校生活を応援します

51 学校給食費の完全無償化

担当 学校教育課

地元の食材を取り入れたおいしい給食を無償で提供しています。



52 就学援助制度

担当 学校教育課

経済的な理由により就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対し、教育費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

対象 町内に住所を有し、小・中学校に就学するお子さんのいる世帯で、町の定める認定要件に該当する方で、援助を希望する保護者の方

- 援助内容
- ・学用品費
 - ・通学用品費
 - ・新入学用品費
 - ・校外活動費
 - ・児童・生徒会費
 - ・PTA会費
 - ・修学旅行費
 - ・卒業アルバム代
 - ・オンライン学習通信費

53 特別支援教育就学奨励制度

担当 学校教育課

特別支援学級に在籍するお子さんの保護者の方の負担軽減を図るため、教育費用の一部を所得に応じて支給する特別支援教育就学奨励制度を設けています。

対象 阿賀町の特別支援学級に在籍しているお子さん
(就学援助費を受給しているお子さんを除く)

- 援助内容
- ・学用品費
 - ・新入学用品費
 - ・校外活動費
 - ・修学旅行費
 - ・通学用品費
 - ・オンライン学習通信費

54 県立特別支援学校通学バス

担当 学校教育課

町外の特別支援学校へ通うための通学バスを運行しています。

利用は無料です。

小学部から高等部まで対象です。

- ・五泉特別支援学校、村松分校
- ・駒林特別支援学校

利用者負担なし!



55 就学金貸付制度 (高等学校・専修学校・大学等)

担当 学校教育課

向学心のある学生・生徒を応援するため、就学金貸付制度を設けています。

対象 町内に住所を有する方の子で、高等学校、専修学校、大学等に在学する方

- 貸付額
- ・高等学校：月15,000円まで
 - ・専修学校・大学等：月30,000円まで